

## 県教委交渉で「教職員の要求実現」を求める！

5/28前期県教委交渉要求書提出

4月より各地域で積み上げてきた要求を、愛教労「要求書」として、県教育委員会に提出しました。昨年、県教委の担当者がすぐに回答せず、長く沈黙するという時間が数回にわたって発生したにもかかわらず、県教委が指名した最高権限者であった都築孝明主幹は一切発言しませんでした。本年度交渉の席には県の規定に沿った決済権限のある職の出席を強く求めるとともに、専門部交渉の実施についても強く求めています。

### 教育条件整備、国及び県の制度改善

- 30人学級の早期実現・教職員定数増を県独自の施策として行うこと。また、業務を分散して遂行するための必要な人員の配置を推進すること。また、県単独加配に非常勤講師を充てないようし、正規教員の確保を優先させること。
- 子どものいじめ・自死・貧困問題に対応するスクールカウンセラーの拡充と、スクールソーシャルワーカーの配置を進めること。
- 児童・生徒数が2学級に10人を超えるような特別支援学級への教員の加配を、県独自に行うこと。
- 養護教諭の同一校複数配置を拡充するため、県の加配基準を緩和すること。
- すべての子どもたちの学習権保障のため就学援助制度を拡充し、義務教育に関わる給食費や教材費などを無償化すること。
- 在日外国人児童・生徒の教育を受ける権利を保障するため、専門担当教員の配置、教材の整備など対策を拡充すること。
- 教育機会確保法に基づき、夜間中学を設置すること。
- 今年度も悉皆で実施された「全国学力・学習状況調査」について、市町村・学校別の成績・平均正答率等を公表しないこと。また、事前対策を行わないよう指導するとともに、事前対策の奨励につながる県の問題別平均正答率の公表を直ちに中止すること。
- 「特別の教科道徳」による内心の自由の侵害を許さず、文科省に教科扱いの撤回を働きかけること。(略)
- 教科としての小学校英語について、文科省に教科扱いの撤回を働きかけること。当面、現在の日課の中で無理なく授業時間を確保し実施するよう周知すること。また、授業準備や評価が教職員の負担増・更なる多忙化を招かぬよう、専科教員の加配を進めること。
- 読書推進法、学校図書館法に基づき、学校司書を各校に配置するよう市町村教委を指導すること。
- ペン塗り、除草、修繕、植木剪定など環境整備の業務を担う校務員を加配し、教員が本務に専念できるようにすること。
- プール清掃を専門業者へ委託し、児童・生徒にその仕事をさせないよう市町村教委を指導すること。
- 全教室へのIT設備を進めるよう市町村教委に働きかけること。

### 「教員免許更新」、「教職員評価」制度

- 「教員免許更新制度」を直ちに廃止するよう文科省へ働きかけること。当面、教員免許更新者が更新講座をすみやかに受講できるよう、費用の県負担を含めて検討すること。また、現在一部の市町村でとられている独自措置による更新講座が、全ての市町村で受講できるよう関係諸機関に働きかけること。
- 「教職員評価制度」を廃止すること。当面、「教職員評価」シート未提出の教職員に対していかなる差別も行わないこと。また、未提出者の調査も行わないこと。
- 県立学校と同様に、市町村立小中学校においても

苦情申し立て制度を早急に確立するよう指示すること。また苦情申し立ては第三者機関が取り扱うものとする。18. 他の都道府県の動向がどのような状況になるうとも、島根県教委が2016年8月26日に示した見解にみられるような学校教育の本質的条理に基づいて判断し、愛知県では教職員評価の結果をいかなる形でも給与に反映させないこと。

### ハラスメント根絶、不適格管理職

19. パワハラ防止のために県教委作成の「パワハラ防止指針」を毎年全教職員に配布し、周知すること。当面、以下の内容について施策を講じること(略)

### 教職員の時間外勤務をなくし、教職員の多忙化を解消

20. 通常の勤務の割振りによって定められた休憩時間に業務をさせず、必ず休憩を取らせることを徹底するよう各市町村教委および各校長を指導すること。その際、「鳥居公務災害認定訴訟」における2011年6月29日名古屋地裁判決及び2012年10月21日名古屋高裁判決が、2015年2月26日最高裁で確定したことに基づき、判決の中で教職員の過重労働を認定する根拠となった「包括的職務命令」による時間外勤務の存在を認識しつつ放置することは管理職として許されないことを市町村教委および各校長に周知すること。
21. 「教員の多忙化解消プラン」が示すように、長時間労働是正策の具体化を進めること。(略)
22. 「教員の多忙化解消プラン」が示すように、教職員の長時間労働の主な要因の一つである部活動指導を縮減する具体策を直ちに打ち出すこと。(略)
23. 文部科学省が示した「1時間の授業のためには、1時間の教材研究の時間が必要」との立場どおり、教職員の持ち時間(教科担当学級)数を削減すること。(略)
24. 教職員の長時間労働の要因となっている官製研修を廃止もしくは大幅な縮小の方針を打ち出すこと。(略)

25. 中学校における「キャリアスクールプロジェクト」事業で、現在のように県内全ての公立中学校で実施する方式を中止し、職場体験学習の実施を各学校が決定できるようにすること。また、実施する場合でも中学生に自衛隊での職場体験をさせないよう指導すること。

### その他の要求

26. 特定の政党や政治団体による教育への不当な介入を許さず、憲法に保障された教育の自由、教職員の政治的自由を擁護すること。文科省からのメールによる問い合わせ等があっても、市町村教委や学校等に降ろさず、県教委自身が毅然とした対応をとること。

# 喜邑さんへの不当判決は認めません！ 無罪を勝ち取る闘いをさらに！

愛教労は支援する会に加入して、喜邑さんを支援しています。

**控訴審裁判**  
7月19日(木) 11時～  
名古屋高等裁判所  
1002号法廷(10階)



## ■ 演奏会と支援総会

6月9日(土)中村区生涯学習センターで「喜邑拓也さんを励ます演奏会 & 支援総会」がひらかれました。会場は満員で、追加の椅子を準備するほどでした。

すでにご承知の通り、3月28日に、「物証・目撃証言無し・女兒の証言のみ(何度も変転しているのに!)」を根拠として喜邑さんの「有罪判決」が出ました。しかし、こんな不当な判決を認めるわけにはいきません。直ちに控訴し、新たに東京の今村弁護士(NHK「冤罪弁護士」として放送された方)を弁護団に迎え、一回り大きな闘いが始まったのです。

判決後の2ヶ月あまりで、10kgもやせてしまった喜邑さんを励まし、控訴審での無罪獲得に向けて開かれたのが今回の「演奏会 & 支援総会」です。

エレクトーン演奏中の喜邑さんは生き生きと輝いて、これが彼の本当の姿なのだ実感しました。クラシック・アニメ・演歌・ポップスなど、多彩なジャンルの曲目を約40分みなさんと楽しみ、ラストの「上を向いて歩こう」では、会場から手拍子もわき上がって一体となりました。



続く総会では、新しい弁護団との契約で資金が必要との訴えがあり、その場でもたくさんのカンパが寄せられました。地元の自治会長さんからの「喜邑

くんをよく知っている。絶対そんなことをする子ではない。絶対に無罪にしないで！」という力強い発言もありました。経過報告・会計報告の後、7月19日(木)の第1回控訴審(大法廷)からの傍聴を満席にすることや、引き続き資金カンパを募り運動を盛り上げることを確認して総会を終えました。



## ■ 控訴審裁判のお知らせ

7月19日(木)11時より名古屋高等裁判所10階1002号法廷にて控訴審裁判が行われます。定員48名です。お早目にお越しいただきますよう、お願いいたします。

NHKで「冤罪弁護士」2時間ドキュメントに出演された東京の今村核先生に控訴審を担当していただける事になりました。「この事件は、喜邑さんだけの問題ではなく、全国の教師の問題です。注目されるべき裁判です。」と冤罪に立ち向かうべく引き受けてくださいました。一審の中谷・塚田両弁護士と、新たに今村先生に主任弁護士として加わっていただき、タッグを組んでいただける事になりました。無罪を勝ち取るために、一審の公判の時のように多くの傍聴者の方々に傍聴席を埋め尽くせどし埋め尽くせどしお願いいたします。

**カンパの送り先**

ゆうちょ銀行 記号12080  
番号 14704261  
口座名義 キムラユミコ

## 若者憲法集会 in Tokyo

6月3日、東京で若者憲法集会が行われました。全体会は全国から集まった1000人を超える若者で熱気にあふれていました。



トークセッションは9条の会をつくった白梅女子大学学生の新妻さんと東京大学大学院教授の小森陽一さんでした。

新妻さんは「九条の会を大学で行動する中で、友だちが安倍9条改憲反対の署名をしてくれた。声を上げることで変えられると思った」と自分の活動を生き活

きと話されました。また、小森教授は、「署名の3000万という数は、改憲派を一掃させるための数であり、何としてもやり遂げなければならない」と力を込めて署名数の重要性について説かれました。最後に、「安倍首相は日本の過去の侵略戦争を否定し、改憲へ突き進んでいる。一緒に世論を広げましょう」とセッションを締めくくりました。

最後は社会派音楽グループ「MIC SUN LIFE」の歌で会場は大いに盛り上がりました。「9条改憲反対」の思いを強くする集会となりました。

5・25 中央行動に参加

賃金の大幅引上げ・底上げ実現！

高プロ反対！ TPP11 反対！

労働法制の大改悪反対！

安倍内閣即時退陣！

安倍改憲 NO！



人事院、厚生労働省の前には、全国から「賃金の大幅引上げ・底上げ実現！高プロ反対！ TPP11 反対！労働法制の大改悪反対！安倍内閣即時退陣！安倍改憲NO！」の一致した要求で集まった労働者が歩道を埋め尽くしました。

公務員からは劣悪な労働実態の告発、教員からは高度プロフェッショナル制度がもたらす影響、過労死を考える家族の会からは、家族を亡くした過労死の実態など、参加者は各地域からの要求を持ち寄り、官庁に向かい発言しました。

その後、日比谷公園から国会までのデモ行進、私たちの願いを実現しようとする国会議員団とのエールの

交換、議員会館内での情勢報告と国会議員への要請行動など、密度の濃い行動でした。

折しもその日、多くの論点があるにもかかわらず、自民・公明与党は「働き方改革一括法案」の採決を強行しました。すべての労働団体、法曹関係者が、命に係わる問題があるとして危機感をもって反対した法案をです。法案は、「休憩なしの24時間労働を48日間連続で行うよう命ずる就業規則をつくることすら合法」の一例だけをみても、過労死を促進する制度であることがわかります。

私たち愛教労は、直ちに抗議 FAX を送りました。